

令和2年度税制改正に関する要望

令和元年9月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

我が国経済は、6年9か月に及ぶアベノミクスの推進・展開の下、長期に亘る回復を持続させており、過去最大規模のGDPを実現し、雇用・所得環境は大幅に改善しています。一方で、米中貿易摩擦の激化、中国経済の減速や欧州経済の一部の弱さなど、国際経済の先行きをめぐる不確実性も高まってきており、下方リスクに注視する必要があります。

こうした中、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2019」においては、我が国が直面する様々な課題を克服し、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことを最重要目標とする方針が取りまとめられたところです。これらの目標の実現のために、金融資本市場の果たすべき役割がますます重要であることは言を俟ちません。

このような認識の下、我々証券業界及び資産運用業界としても、新しい「令和」の時代において、引き続き、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現を通じて、我が国経済の一層の発展に貢献するとともに、「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進に資するよう全力で取り組んで参ります。

つきましては、令和2年度税制改正に関し、人生100年時代・多様な働き方と新たなライフスタイルの時代において、家計が安心して中長期的な資産形成に取り組めるよう支援するため、NISA制度を恒久的な制度とすること、総合取引所の実現に向けた整備のため、金融所得課税の更なる一体化を進めること、世代間の資産承継を円滑にするため、上場株式等の相続税評価を見直すことなど、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

1. NISA 制度（一般・つみたて・ジュニア NISA）の恒久化・根拠法の制定等

- ①NISA 制度を恒久化又は延長すること
- ②NISA が国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA 法）を制定すること
- ③取得後 5 年又は 20 年とされている NISA の非課税保有期間を恒久化又は延長すること

2. NISA の拡充・利便性向上等

- ①ジュニア NISA の払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること
- ②企業から支払われる職場積立 NISA の奨励金を非課税とすること
- ③NISA 口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること

3. 確定拠出年金制度の拡充等

- ①確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ②確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること
 - 拠出限度額の引上げ（特に 2 号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること）
 - マッチング拠出の弾力化
 - 中途引出要件の緩和
 - 加入者資格喪失年齢の引上げ
 - 老齢給付金の支給要件の緩和等

II 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税評価等の見直し

- ①上場株式（ETF 及び REIT 等を含む。）及び公募株式投資信託（以下 1. において「上場株式等」という。）の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること
- ②急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること

- ③世代を通じた上場株式等の保有が相続によって中断されないようにするため、被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること
- ④世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
- 被相続人が相続発生の3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
 - 被相続人が一般NISA・つみたてNISAで保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること
- ⑤相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること
- ⑥上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば50%）減額する措置を講じること

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

1. 金融所得課税一体化の促進等

- ①デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること（注1、注2）
- （注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバーワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること
- （注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ②金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

③国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われている非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

○上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

3. 配当の二重課税の排除

○配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

4. エンジェル税制の拡充

○エンジェル税制の適用要件を緩和するとともに、企業と投資家の橋渡し役となる認定業者の対象範囲を拡大すること

5. 投資信託・投資法人制度等の拡充

①投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT等）に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと

②上場インフラファンドにおける導管性要件の特例を延長又は恒久化すること

③投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合に、投資家において、二重課税調整（外国税を控除する仕組み）ができるよう所要の措置を講じること

④土地流動化促進等のための長期保有資産（土地等・建物等で、所有期間が10年超のもの）に係る買換え特例措置を延長すること

IV 地方創生のための税制措置

○地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること）

V SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

○社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とする制度を創設すること）

VI 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

1. 特定口座の利便性向上

- ①振替機関等を通じて金融商品取引業者がその取得日等について一定の客観性をもって確認できる方法で取得する上場株式等について、その取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ②事業の譲渡、合併又は分割により、金融商品取引業者等において特定口座が複数開設された状態を解消するための一定の猶予期間等を設けること
- ③上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ①CRS（注）に係る国内法について、OECD が提示する国際基準と整合的なものとなるよう見直しを行うこと
（注） CRS（Common Reporting Standard）：非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である共通報告基準
- ②外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、対象債券を民間国外債まで拡大を図ること
- ③一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

3. デジタル技術の活用等による事務手続きの効率化のための税制措置

- ①内国法人が行う税法上の告知に際して、告知を受ける金融機関等が国税庁の法人番号検索サイトにより当該内国法人の法人番号を確認した場合には、当該法人番号の告知を不要とすること
- ②税務手続きの ICT 化の観点から、税法上、書面でのみ提出・交付が認められている各種届出書・依頼書・確認書等の電子化による手続き効率化を図ること

VII その他の税制措置

- ①消費税法上の金・白金の仕入れ税額控除に必要な相手方の本人確認書類について、当該仕入れが総合取引所の商品関連市場デリバティブ取引による場合には、商品先物取引による場合と同様に媒介等を行う者のみとする措置を講じること
- ②上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

以 上